4　登録品種の名称　モゼセレクト
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　鹿児島県
　鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番１号
7　出願公表の年月日　平成26年２月５日

1　品種登録の番号　第24820号
2　品種登録の年月日　平成28年３月１日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　ゆみ沙留（さるる）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　弓戸正道
　広島県福山市新市町常２－２
7　出願公表の年月日　平成26年２月５日

1　品種登録の番号　第24821号
2　品種登録の年月日　平成28年３月１日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精興北周（せいこうほくしゅう）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　イノチオ精興園株式会社
　広島県府中市鵜飼町531番地８
7　出願公表の年月日　平成26年３月４日

1　品種登録の番号　第24822号
2　品種登録の年月日　平成28年３月１日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイマティアス
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　イノチオ精興園株式会社
　広島県府中市鵜飼町531番地８
7　出願公表の年月日　平成26年３月４日

1　品種登録の番号　第24823号
2　品種登録の年月日　平成28年３月１日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイカーネギー
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　イノチオ精興園株式会社
　広島県府中市鵜飼町531番地８
7　出願公表の年月日　平成26年３月４日

1　品種登録の番号　第24824号
2　品種登録の年月日　平成28年３月１日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイカーネギーイエロー
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　イノチオ精興園株式会社
　広島県府中市鵜飼町531番地８
7　出願公表の年月日　平成26年３月４日

1　品種登録の番号　第24825号
2　品種登録の年月日　平成28年３月１日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイカーネギーレッド
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　イノチオ精興園株式会社
　広島県府中市鵜飼町531番地８
7　出願公表の年月日　平成26年３月４日

1　品種登録の番号　第24826号
2　品種登録の年月日　平成28年３月１日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　弓戸の艶（ゆみとのつや）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　弓戸正道
　広島県福山市新市町常２－２
7　出願公表の年月日　平成26年３月４日

1　品種登録の番号　第24827号
2　品種登録の年月日　平成28年３月１日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　ゆみ白滝（しらたき）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　弓戸正道
　広島県福山市新市町常２－２
7　出願公表の年月日　平成26年３月４日

1　品種登録の番号　第24828号
2　品種登録の年月日　平成28年３月１日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DLFCHAG11
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　Deliflor Royalties B.V.
　Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands
7　出願公表の年月日　平成26年３月４日

1　品種登録の番号　第24829号
2　品種登録の年月日　平成28年３月１日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DELIALDONZE
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　Deliflor Royalties B.V.
　Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands
7　出願公表の年月日　平成26年３月４日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三十七号

情報セキュリティ管理基準（平成二十八年改正版）を次のように定め、平成二十八年三月一日から適用する。なお、平成二十年経済産業省告示第二百四十六号は、平成二十八年二月二十九日限り廃止する。

平成二十八年三月一日　　経済産業大臣　林　幹雄

情報セキュリティ管理基準（平成28年改正版）

Ⅰ．主旨

⑴　情報セキュリティ管理基準の策定

インターネットをはじめとする情報技術（ＩＴ）が組織体の活動や社会生活に深く浸透することに伴い、情報セキュリティの確保は、組織体が有効かつ効率的に事業活動を遂行するための必要な条件、安全・安心な社会生活を支えるための基盤要件となっている。一般に組織体に求められる情報セキュリティ対策は、組織、人、運用、技術、法令など多様な観点からみた具体的な対策が要求されており、ＩＴが浸透した企業においては、これらに加えて内部統制（法令順守、情報管理等）の仕組みを情報セキュリティの観点から構築・運用する体制の確立も強く望まれている。

このような状況を踏まえ、経済産業省では、平成15年に、組織体が効果的な情報セキュリティマネジメント体制を構築し、適切なコントロール（管理策）を整備・運用するための実践的な規範として、「情報セキュリティ管理基準」（平成15年経済産業省告示第112号）を策定した。当該基準は、情報セキュリティマネジメントにおける管理策のための国際標準規格であるＩＳＯ／ＩＥＣ　17799：2000（ＪＩＳ　Ｘ　5080：2002）を基にしており、組織体の業種及び規模等を問わず汎用的に適用できるように、情報資産を保護するための最適な実践慣行を帰納要約し、情報セキュリティに関するコントロールの目的、コントロールの項目を規定したものである。